

## 医学物理士認定制度規程

## 規程の新旧対照表

現行	改定
最終改正 2015 年 10 月 3 日	最終改正 <u>2018 年 8 月 9 日</u>
<p>(医学物理士籍)</p> <p>第 3 条 機構は医学物理士籍を備え、氏名、生年月日及び性別など医学物理士の認定に関する事項を登録する。</p>	<p>(医学物理士籍)</p> <p>第 3 条 機構は医学物理士籍を備え、氏名、生年月日及び性別など医学物理士の認定に関する事項を登録する。</p> <p><u>2 医学物理士は、前項の登録事項に変更を生じたときは、30 日以内に、医学物理士籍の訂正を申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添え、これを機構に提出しなければならない。</u></p>
<p>(認定の取消し)</p> <p>第 5 条 医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、機構はその認定を取消することができる。</p> <p>(1) 提出した書類の記載事項に事実との重大な相違があったとき</p> <p>(2) 日本医学物理学会および日本医学放射線学会のいずれも退会したとき</p> <p>(3) 重大な犯罪行為があったとき</p> <p>(4) 医学物理士としての体面を汚すような行為があったとき</p>	<p>(認定の取消し)</p> <p>第 5 条 医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、機構はその認定を取消することができる。</p> <p>(1) 提出した書類の記載事項に事実との重大な相違があったとき</p> <p>(2) 日本医学物理学会および日本医学放射線学会のいずれも退会したとき</p> <p>(3) 重大な犯罪行為があったとき</p> <p>(4) 医学物理士としての体面を汚すような行為があったとき</p> <p><u>(5) 第 14 条に定める資格停止の期間を過ぎたとき</u></p> <p><u>(6) 本人が希望するとき</u></p>
(資格の停止)	<u>(資格の停止)</u> (新 14 条)

該当する条項なし。

(名誉医学物理士)

- 第 14 条 機構は、満 65 才以上の年齢に達した医学物理士で、長期間にわたり医学物理士としての業務に携わり、顕著な業績があったと認められた者に対し、名誉医学物理士の称号を授与することができる。
- 2 名誉医学物理士の候補者として推薦または自薦しようとする者は、所定の書類を提出しなければならない。
  - 3 医学物理士の業務を継続しようとする名誉医学物理士は、前条の更新認定の審査を受けなければならない。

第 14 条 医学物理士として認定された者が第 13 条に掲げる細則に定める必要事項を満たさない者に対し、機構は最大で 1 年間資格を停止させることができる。

- 2 第 1 項の資格の停止を受けた者であっても、その者が停止の理由となった事項に該当しなくなったとき、およびその後の事情により再び資格を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再び資格を与えることができる。

(名誉医学物理士) (削除)

(削除。新第 14 条の追加により、条項の繰り上げ下げはなし)

以上